

「ST@R-ZIBA」撮影・発信アドバイザー業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による催事、イベント等の中止によって直接取引が減少している地場産業において、「新しい生活様式」に対応した取引の拡大を図り、企業がオンライン取引等に取り組みやすい環境を整備するため、御旅屋セリオに（公財）高岡地域地場産センターのオープンを機に、撮影スタジオ「ST@R-ZIBA」開設し、アフターコロナ期における地場製品の付加価値向上・販路開拓に結びつけることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

「ST@R-ZIBA」撮影・発信アドバイザー業務

(2) 業務内容

別紙「ST@R-ZIBA」撮影・発信アドバイザー業務 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務費用限度額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 企画提案書の提出時点で、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破算手続の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準とする経営事項審査を受け更生計画又は更生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (3) 高岡市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）等に関係すると認められる者でないこと。

4 スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、以下のとおり。

内容	期間等
実施要領の公表	令和2年6月29日（月）
質問書の受付期限	令和2年7月8日（水）午後5時
質問書の回答期限	令和2年7月13日（月）
参加表明書の提出期限	令和2年7月15日（水）午後5時
企画提案書の提出期限	令和2年7月20日（月）午後5時
審査（ヒアリング）	令和2年7月29日（水）予定
選定結果の通知	令和2年7月末頃予定

5 プロポーザル参加の表明及び質問受付・回答

本企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書及び誓約書を提出すること。また、本企画提案に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 ①参加表明書（様式1）
②参加資格誓約書（様式2）
質問がある者は、③質問書（参考様式3）
- (2) 提出方法 電子メールで産業企画課へ提出
- (3) 提出先 sangyo@city.takaoka.lg.jp
- (4) 提出期限 質問書 令和2年7月8日（水）午後5時まで
参加表明書 令和2年7月15日（水）午後5時まで
- (5) 質問の回答 参加表明事業者すべてに、令和2年7月13日（月）までに電子メールで回答する。

6 企画提案書等の提出

本企画提案に参加する事業者は、次のとおり企画提案に関する書類を提出すること。

- (1) 提出書類 ①企画提案書（任意様式）
②業務実施体制表（参考様式4）
③見積書（任意様式）

なお、企画提案書は事業の目的や趣旨、仕様書で求めている要件を踏まえて作成すること。ただし、以下の情報は必ず記載するものとする。

- ・営業時間内における人員配置（常勤、非常勤は問わない）
- ・受注者の要する技術力や実績（客観的な指標等があるものが望ましい）
- ・使用する情報発信ツール、情報発信回数

- (2) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

副本については、すべての書類において事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏

名、住所等)を削除して提出すること。

(3) 提出方法 持参または郵送(一般書留若しくは簡易書留とし、受付期限必着とする)

(4) 提出期限 令和2年7月20日(月)午後5時まで

7 審査及び選定

(1) 審査

提出された企画提案書等をもとに、ヒアリング(プレゼンテーション、質疑応答)を以下のとおり実施する。ヒアリングを実施する時間及び会場は、参加表明書を提出した事業者に別途通知する。

- ・企画提案は、プレゼンテーションの時間を15分、質疑応答の時間を10分程度とすること。
- ・プレゼンテーションの内容は、企画提案書の内容に基づくものとし、資料の追加配付は認めない。
- ・プレゼンテーションでは、企画提案書ではイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点についても、説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、応募者が用意すること。(プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。)
- ・説明員の人数は、2人までとすること。

(2) 審査方法

本審査では、応募者が提出した企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を総合的に判断し、最も適していると認められる受託候補者を選定する。なお、審査項目及び配点は、別紙「ST@R-ZIBA」撮影・発信アドバイザー業務委託公募型プロポーザル審査項目」のとおりとし、各項目における評価点の合計点は100点とする。

(3) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値(満点)の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は、選定の対象としない。

(4) 応募者が1者の場合

応募者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

(5) 事業者の選定

選定結果は、令和2年7月末頃に、すべての応募者に書面により通知する。

8 参加者の失格

本プロポーザルの企画提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その企画提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

- (2) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
- (3) 参考見積書の金額が、委託費の上限額を超過したもの
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参加資格を満たさなくなった場合
- (7) 前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

9 その他

- (1) 本プロポーザルは、優先交渉権者を選定するものであり、必ずしも提案内容と同一内容の契約締結を担保するものではない。
- (2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで提案内容の細部について調整を行い、委託条件を協議のうえ契約を締結する。
- (3) 契約金額のうち、人件費に要する金額は実際の契約額を上限として、勤務実績に応じて支払うものとする。
- (4) 参加表明後、プロポーザルを辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用、ヒアリングに参加することで生じる費用はすべて参加者の負担とする。
- (6) 提出された書類は、返却しない。

(担当)

高岡市産業振興部産業企画課 前田、野口、原井
〒933-8601 高岡市広小路7番50号

T E L 0766-20-1395

F A X 0766-20-1287

E-MAIL sangyo@city.takaoka.lg.jp

**「ST@R-ZIBA」 撮影・発信アドバイザー業務委託
公募型プロポーザル審査項目**

1 方針及び業務執行体制

審査項目	配点
(1) 業務方針・取組み 業務の趣旨を正確に理解し、提案されているか。	10
(2) 撮影・編集・情報発信技術力 静止画、動画の撮影、編集に係る技術力は十分か。	20
(3) 業務執行体制 業務の実施に当たる人員配置は適正か。	10
計	40

2 提案内容

審査項目	配点
(1) 利用促進業務 「ST@R-ZIBA」の利用を促進する内容となっているか。実現可能な提案か。	15
(2) アドバイザー業務 撮影した静止画、動画を使用し、ホームページやECサイト等で効果的な発信を行うための一連のアドバイスに関する具体的な提案となっているか。	15
(3) 情報発信業務 ターゲットを考慮した情報発信ができているか。情報発信により、十分な発信力が期待できるか。	10
計	40

3 価格

審査項目	配点
価格 ※【計算式】(最低提示価格/提示価格) × 10 点	10
計	10

4 追加提案

審査項目	配点
委託期間終了後、利用者アンケート等を基に、「ST@R-ZIBA」の効果的な運営に関する追加提案があるか。または、地場産業関連団体との連携による、地場産業の持続的な発展に関する追加提案があるか。	10
計	10

合計 100